

令和元年第4回臨時会

一宮町議会会議録

令和元年10月2日 開会

令和元年10月2日 閉会

一宮町議会

令和元年第4回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（10月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	6
署名議員	7

第 4 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

10 月 2 日 （水）

令和元年第4回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和元年10月2日招集の第4回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文					
教	育	長	藍	野	和	郎	総	務	課	長	塩	田	健				
企	画	課	長	渡	邊	高	明	子	育	て	支	援	長	中	山	栄	子
教	育	課	長	峰	島	勝	彦	課									

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	議案第 1号 釣ヶ崎海岸施設建築工事請負契約の一部変更について
日程第四	議案第 2号 いちのみや保育所増築工事請負契約の一部変更について
日程第五	議案第 3号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事請負契約の一部変更について

開会 午前10時02分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

ようやく暑さも和らぎ、過ごしやすい季節となりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすいので、皆さんお体には十分注意をしてください。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和元年第4回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、工事請負契約の変更3件であります。

よって、会期につきましては、本日1日といたしたいと思えます。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

8番、藤乗一由君、9番、袴田 忍君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第3、議案第1号 釣ヶ崎海岸施設建築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案つづり1ページをごらんください。

釣ヶ崎海岸施設建築工事請負契約の一部変更について、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、釣ヶ崎海岸施設建築工事。変更内容につきましては、金額の変更のみでございます。変更前8,467万2,000円、変更後8,624万円、156万8,000円の増でございます。

これにつきましては、消費税の変更に伴いまして、国税通則法及び消費税法基本通達により、請負工事では原則、仕事の目的物を全て引き渡した時点で消費税が確定するというところでございます。今回の第1号議案については、来年の1月15日が引き渡し工期となりますので、10%に変更した分を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第1号 釣ヶ崎海岸施設建築工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第4、議案第2号 いちのみや保育所増築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、議案つづり裏面の2ページをお願いいたします。

議案第2号 いちのみや保育所増築工事請負契約の一部変更について、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、いちのみや保育所増築工事。変更内容については、金額の変更のみでございます。変更前5,248万8,000円、変更後5,346万円、97万2,000円の増額でございます。

これにつきましても、消費税の改定に伴いまして、国税通則法、消費税法基本通達に基づき変更契約を結ぶものでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第2号 いちのみや保育所増築工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第5、議案第3号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、議案つづり3ページをごらんください。

議案第3号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事請負契約の一部変更について、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事。変更内容につきましては、金額の変更のみでございます。変更前5,076万円、変更後5,170万円、94万円の増額でございます。

これにつきましても、消費税の増額によりまして、国税通則法及び消費税法基本通達に基づき変更契約を結ぶものでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第3号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(小安博之君) 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和元年第4回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前10時11分